

答 申 書

第 1 審査会の結論

「 福祉事務所長が審査請求人に対して行った特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る平成 30 年 5 月 19 日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

本件処分の理由として、診断書を確認すると日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のものとは判断できないためとしているが、そもそも精神の障害と身体の障害を同一の基準で判断するのには無理がある。

精神の障害の程度について、日常生活における常時の介護や援助を必要とする考え方は、却って躁、うつ症状を悪化させることを考える必要がある。

日常生活能力判定表の基準だけで判断するのではなく、躁、うつ病のことを理解して判断いただくよう、本件処分の見直しを希望する。

2 審査庁

審理員意見書のとおり本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分に違法又は不当な点はないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分に係る法令等の規定について

本件処分に係る特別障害者手当の認定事務は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）及び「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知。以下「認定基準」という。）に基づいて行われている。

また、認定基準第一の3において、「障害程度の認定は、原則として、（略）特別障害者手当認定診断書によって行うこと。なお、精神障害その他の疾患で当該認定診断書のみでは認定が困難な場合にあっては必要に応じ療養の経過、日常生活の状況の調査、検診等を実施した結果に基づき認定すること。」とされている。しかし、審査請求人については、同人が本件処分に係る特別障害者手当認定請求に当たり提出した特別障害者手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）により「日常生活において常時特別の介護を必要とする者」（法第2条第3項）ではないことが確認できるので、診断書のみで認定が困難な場合には当たらない。

(2) 審査請求人の障害の状態が令第1条第2項各号に該当するかについて

ア 令第1条第2項第1号に該当する障害について、本件診断書からは、「精神の障害」しか認められず、重複する障害がないため、該当しない。

イ 令第1条第2項第2号に該当する障害について、本件診断書からは、認定基準第三の2(1)の次表に規定する障害の重複が認められないため、該当しない。

ウ 令第1条第2項第3号に該当する障害について、本件診断書からは、「精神の障害」は認められるが、本件診断書の「日常生活能力の程度」欄の記載事項に基づき、「日常生活能力判定表」により判定を行った結果、動作及び行動に該当する点を加算すると3点にとどまり、14点に満たず該当しない。

第4 調査審議の経過

平成30年 9月19日 審査庁から諮問

同年10月12日 第1回審議

同年10月25日 第2回審議

同年11月 5日 第3回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分 of 適法性及び妥当性

(1) 法令等の規定について

法第26条の2に規定する特別障害者手当の支給対象となる特別障害者とは、法第2条第3項において、「二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」と定められており、この「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」については、令第1条第2項各号に掲げられ、その具体的な基準は認定基準で示されている。

(2) 認定基準の合理性について

ア 審査請求人は、精神の障害の程度について、日常生活における常時の介護や援助を必要とする考え方は、却って躁、うつ of 症状を悪化させることを考える必要があり、日常生活能力判定表の基準だけで判断するのではなく、躁、うつ病のことを理解して判断するよう求め、認定基準に不服を述べている。

イ そこで、認定基準について考えると、その中で用いられている日常生活能力判定表は、日常生活の動作及び行動の種類ごとに本人がどの程度の介護や援助を必要とするかを判定するものであつて、法が「特別障害者」について、「二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」と定めていることに照らし、それを認定する基準として、

合理性を欠くものとはいえない。

さらに、認定基準は、障害の程度の認定について、原則として、該当する障害又は病状に係る専門医の作成した認定診断書によって認定を行う旨を定め、これのみでは認定が困難な場合は、必要に応じて療養の経過、日常生活の状況の調査、検診等を実施した結果に基づき認定すべきことを規定し（認定基準第一の3及び4）、個別基準として、精神の障害についてもそれぞれの障害の類型ごとに詳細な認定基準が示されている。

このようにみると、認定基準は、精神の障害についても、その特性に配慮した基準として不合理なものとは認められない。審査請求人の主張は、認めることができない。

(3) 審査請求人の障害の状態が令第1条第2項各号に該当するかについて

ア 本件処分について、審査請求人の障害の状態が令第1条第2項各号に該当するか本件診断書を基に検討した結果は、次のとおりである。

(ア) 令第1条第2項第1号について

令第1条第2項第1号について、認定基準第三の1では、令別表第2各号に掲げる障害を重複して有することを要件としている。この点、審査請求人の身体機能の障害等は「精神の障害」のみであり、重複する障害がないから、令第1条第2項第1号には該当しない。

(イ) 令第1条第2項第2号について

令第1条第2項第2号について、認定基準第三の2では、「令別表第2第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの」又は「令別表第2第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し」、「日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの」を要件としている。この点、審査請求人の身体機能の障害等は「精神の障害」のみであり、重複する障害がない。また、令別表第2第3号から第5号までのいずれの障害も有していない。よって、令第1条

第2項第2号には該当しない。

(ウ) 令第1条第2項第3号について

令第1条第2項第3号について、認定基準第三の3では、「第二障害児福祉手当の個別基準の4又は5に該当する障害を有するものであって第三の1の7のウの『安静度表』の1度に該当する状態を有するもの」又は「第二障害児福祉手当の個別基準の6に該当する障害を有するものであって第三の1の8のエの『日常生活能力判定表』の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの」を要件としている。この点、審査請求人の身体機能の障害等は「精神の障害」であり、前記の要件を満たしていない。また、審査請求人は、前記にいう障害を有するとは認められるものの、本件診断書の「日常生活能力の程度」欄の記載事項に基づき「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算しても3点にとどまり、認定基準が定める14点を満たしていない。よって、令第1条第2項第3号には該当しない。

イ 本件診断書をみると、当該診断書のみで障害の程度の認定を困難とする事情は見受けられず、障害の程度の認定は本件診断書によって行えば足りるものと認められる。

ウ これらのことから、審査請求人の障害の状態は、令第1条第2項各号のいずれにも該当しないものと認められる。

3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、冒頭のとおり、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第1部会

委員 出田 孝一

委員 倉田 賀世

委員 松永 寿